販売用資料
2019.04

ゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド2019−04

愛称：プライムOne2019−04

単位型投信／内外／資産複合／特殊型（条件付運用型）

※課税上は株式投資信託として取り扱われます。

※当ファンドは、特化型運用を行います。

当ファンドの運用にあたり用いる商品スキーム等は特許出願中です（特願2018-146952）

お申込みにあたっては、販売会社からお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体としてお渡しする「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

■投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込みは

RESONA

りそな銀行

商 号 等：株式会社りそな銀行
登録金融機関
近畿財務局長（登金）第3号
加入協会：日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

埼玉りそな銀行

商 号 等：株式会社埼玉りそな銀行
登録金融機関
関東財務局長（登金）第593号
加入協会：日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

■設定・運用は

Asset Management One　アセットマネジメントOne

商 号 等：アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第324号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

リスクの高い資産へは
投資したくない。
でも、少しでも増やしたい。

ゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド2019−04

愛称：プライムOne2019−04

※当ファンドは、信託期間が約10年の単位型投資信託です。

お客さまの
「**守りたい**」と「**増やしたい**」という
2つのニーズに応えることをめざした
ファンドです。

01 守りたい

単一社債（円建て）を
満期まで保有

当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債＊1に高位に投資し、満期まで保有することで、約10年後の満期償還時に円建てで元本確保をめざします

※投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。
※元本は、購入時手数料を考慮していません。

＊1 ゴールドマン・サックス・ファイナンシャル・プロダクツ2018が発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。

02 増やしたい

収益の源泉は当該債券の
「実績連動クーポン」＊2

国際分散投資戦略指数のパフォーマンスに応じて、年1回、収益分配を行うことをめざします

＊2 実績連動クーポンは、ゴールドマン・サックス社債の利金の1つを指します。国際分散投資戦略指数のパフォーマンスに基づき決定されます。国際分散投資戦略指数の累積収益率がマイナスの場合は、実績連動クーポンはゼロになります。またその場合、分配金は支払われません。

実績連動クーポンについては、P.7〜8をご覧ください。
国際分散投資戦略指数については、P.9〜10をご覧ください。

当ファンドの仕組み

01 守りたい

単一社債(円建て)を満期まで保有

当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に高位に投資し、満期まで保有することで、約10年後の満期償還時に円建てで元本確保をめざします

くわしくはP.5～6をご覧ください。

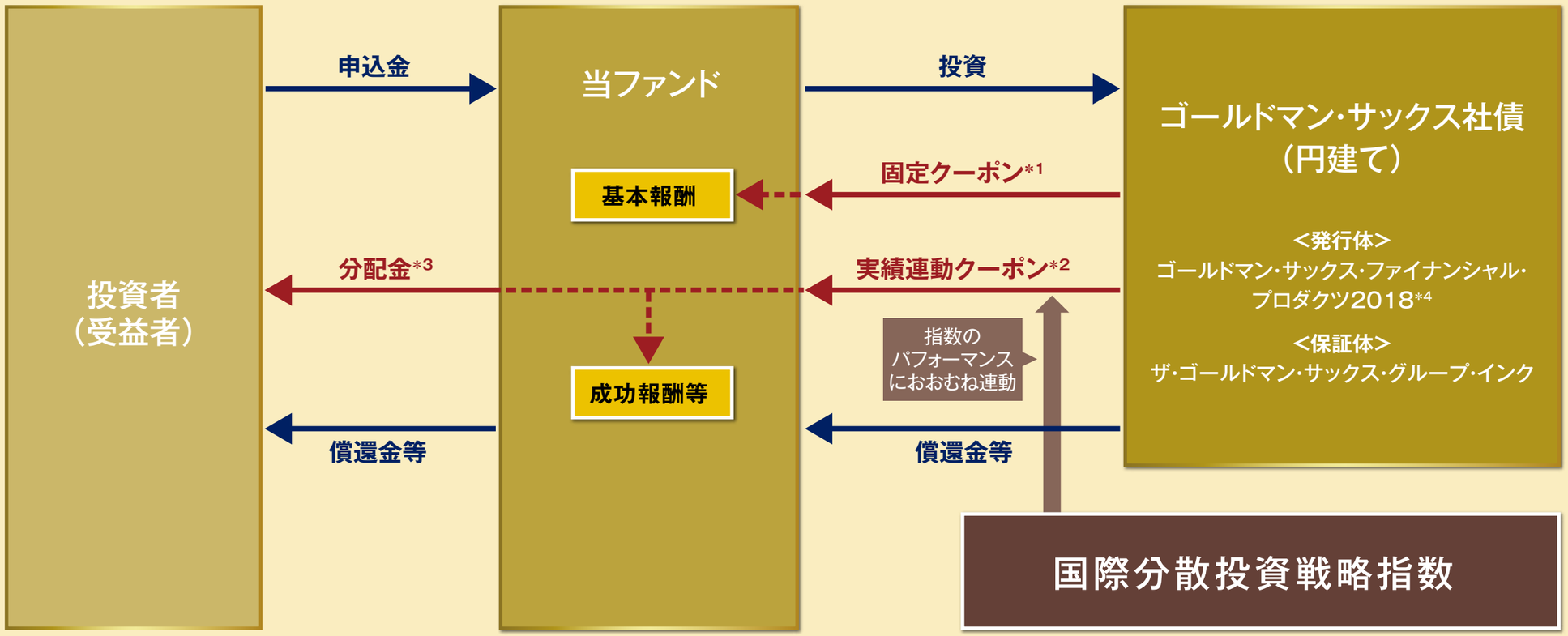

*1 固定クーポンは、基本報酬に充当することをめざします。
*2 実績連動クーポンは、運用開始基準日以来の国際分散投資戦略指数の1年当たりの収益率（累積収益率を経過年数で割った率）にほぼ連動する水準に決定します。運用開始基準日以来の国際分散投資戦略指数の累積収益率がマイナスの場合は実績連動クーポンはゼロになります。その場合、分配金は支払われません。
*3 分配金はおおむね実績連動クーポンから成功報酬等を差し引いた額になります。ただし差引後の全額を分配金としてお支払いすることを約束するものではありません。
*4 ゴールドマン・サックス・ファイナンシャル・プロダクツ2018は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの完全子会社が全発行済株式を保有する海外籍のSPC（特別目的会社）です。債券発行代わり金をもって次の資産（裏付資産）に投資します。
①ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（金融持株会社）が発行する債券
②ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナル（金融持株会社の子会社）が発行するパフォーマンス連動証券
※図は、当ファンドをご理解いただくためのイメージです。
※投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。なお、金融グループが発行する債券については、発行する組織形態（持株会社、銀行、金融子会社など）によって、債務不履行時等の回収率に差が生じる場合があります。信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

02 増やしたい

収益の源泉は当該債券の「実績連動クーポン」

国際分散投資戦略指数のパフォーマンスに応じて、年1回、収益分配を行うことをめざします

くわしくはP.7～10をご覧ください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記　　のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に高位に投資し、満期まで保有することで、約10年後の満期償還時に円建てで元本確保をめざします。

01 守りたい

※購入時手数料は元本に含まれていません。

ゴールドマン・サックス社債（円建て）の概要

発行形態		指数参照クーポン型・ユーロ円債
発行体		ゴールドマン・サックス・ファイナンシャル・プロダクツ2018
保証体		ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク
償還期間		約10年
発行価格		100円
償還価格		100円
利払い		年1回
クーポン	固定クーポン	0.39%程度
	実績連動クーポン	運用開始基準日以来の国際分散投資戦略指数の1年当たりの収益率（累積収益率を経過年数で割った率）にほぼ連動する水準

相対的に高い信用力を有するザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが保証する社債（円建て）に高位に投資します。

当該債券は、世界有数の金融グループであるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されています。

当ファンドの償還時の償還金に、ゴールドマン・サックス社債（円建て）の償還金を充当することをめざします。

当ファンドは、信託期間（約10年）とほぼ同じ長さの社債に投資し、当ファンドの満期償還時の償還金に、ゴールドマン・サックス社債（円建て）の償還金を充当することをめざします。

※投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。

クーポンのうち、固定クーポンはファンドの基本報酬に充当することをめざします。

固定クーポンは0.39％程度です。

※消費税率が想定以上に引き上げられた際には、固定クーポンで基本報酬をまかなうことができなくなる場合があります。

実績連動クーポンは、成功報酬等を控除した後、分配原資となります。

実績連動クーポンについては、P.7～8をご覧ください。

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの信用格付け

A

※2019年1月31日時点
※格付けは当ファンドに組み入れる債券のものとは異なります。
※格付投資情報センター（R&I）の発行体格付けを使用。

投資適格

AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	D

高 信用力 低

出所：R&Iの情報をもとにアセットマネジメントOne作成

償還期間

約10年

固定クーポン

0.39％ 程度

基本報酬 年率0.378％（税込）以内

世界有数の金融グループ、ゴールドマン・サックス

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、投資銀行業務、証券業務および投資運用業務を中心に、企業、金融機関、政府機関、個人など多岐にわたるお客さまを対象に幅広い金融サービスを提供している世界有数の金融機関です。1869年に創業、ニューヨークを本拠地として、世界の主要な金融市場に拠点を擁しています。

総資産 ｜ 約102兆3,407億円

株式時価総額｜約9兆8,929億円
総従業員数｜36,600人

※2018年12月末時点
※1米ドル=109.69円（2018年12月31日時点）で換算しています。
出所：ゴールドマン・サックス証券株式会社のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

世界で大きな影響力を持つゴールドマン・サックス

ゴールドマン・サックスが指定されるG-SIBs（ジー・シブズ）は、システム上、世界的に重要な銀行、つまり経営危機に陥れば、世界の金融システムに大きな混乱が及ぶ恐れのある国際的な巨大銀行を意味します。各国の金融当局で構成する金融安定理事会（FSB）によって現在29社が指定され、厳しい資本規制等が課されています。

※2018年11月時点
※区分はバーゼル委員会が定義した区分をもとに、影響度が高いと判断されているものほど数値が高く、1～5で表されます（5に対応する銀行は現在存在していません）。
出所：FSBの情報をもとにアセットマネジメントOne作成

影響度 大 ↑ ↓ 小

区分	会社名
4	JPモルガン・チェース
3	シティグループ ドイツ銀行 HSBC
2	**ゴールドマン・サックス** バークレイズ 三菱UFJフィナンシャル・グループ 他5社
1	みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ モルガン・スタンレー　他14社

世界で活躍する著名人を続々と輩出

ゴールドマン・サックスは、世界で活躍する著名人を続々と輩出しています。

ヘンリー・ポールソン氏	（ジョージ・ブッシュ政権下で財務長官）
マリオ・ドラギ氏	（欧州中央銀行総裁）
スティーブン・ムニューシン氏	（米国財務長官）
マーク・カーニー氏	（イングランド銀行総裁・元金融安定理事会（FSB）議長）
ロバート・ゼーリック氏	（元世界銀行総裁）

など

※2019年1月末時点
出所：各種情報をもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用　成果等を示唆・保証するものではありません。

実績連動クーポンを収益の源泉とし、年1回、収益分配を行うことをめざします。

実績連動クーポンは、国際分散投資戦略指数*1のパフォーマンスに基づき決定されます。
分配金は、おおむね実績連動クーポンから成功報酬等を差し引いた額になります*2。
当ファンドは、原則、毎年5月10日（休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います。

*1 国際分散投資戦略指数は、各先物の構成比率とそれぞれの収益率を合成して算出されます。この指数は、戦略控除率（年率1.0%）、複製コスト等が控除されます。
*2 ただし差引後の全額を分配金としてお支払いすることを約束するものではありません。

分配金と費用の関係（イメージ図）

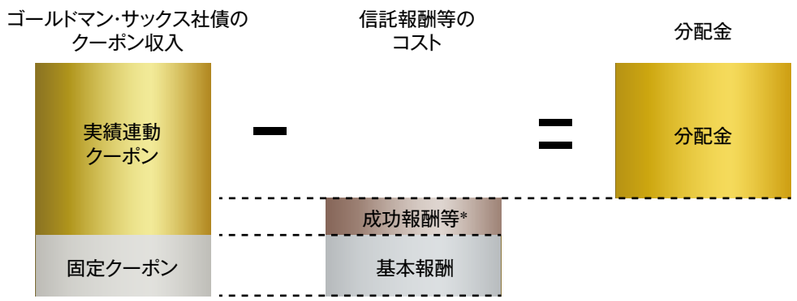

*成功報酬のほか、その他の費用等が含まれます。成功報酬は実績連動クーポンの10.8%（税込）となります。
※上記は、当ファンドをご理解いただくためのイメージ図です。

実績連動クーポンは、運用開始基準日（2019年5月7日）以来の国際分散投資戦略指数の1年当たりの収益率（累積収益率を経過年数で割った率）にほぼ連動する水準に決定します。国際分散投資戦略指数の累積収益率がマイナスの場合は、実績連動クーポンがゼロになります。その場合、分配金は支払われません。

実績連動クーポンの算出式

$$\text{実績連動クーポン} = \frac{\text{国際分散投資戦略指数の累積収益率}}{\text{経過年数}} \times \text{連動率*}$$

*連動率は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。なお、連動率はファンド設定時に決定され、その後に変更されることはありません。

02 増やしたい

実績連動クーポンの算出例

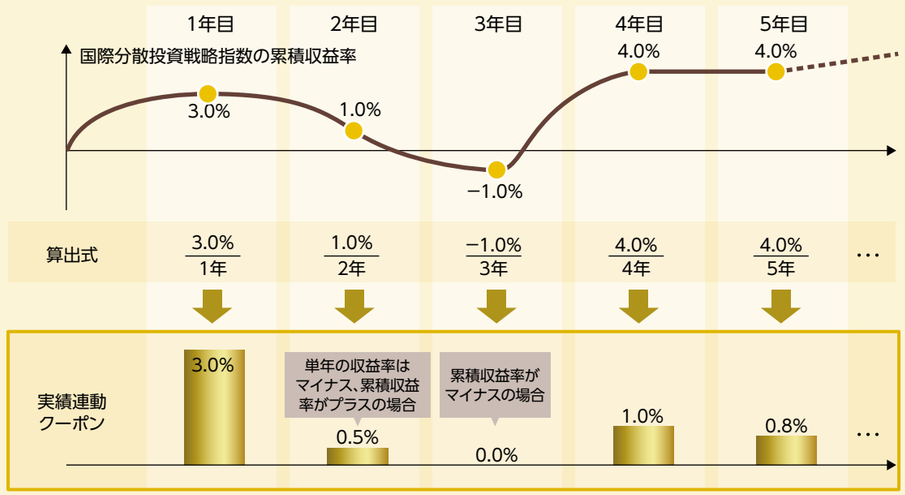

単年の収益率がマイナスでも、累積収益率がプラスの場合は実績連動クーポンが発生します。
累積収益率がマイナスの場合は、実績連動クーポンはゼロになります。

※上記は当ファンドをご理解いただくためのイメージ図です。
※図中の算出式は、連動率が100%となった場合を表しています。
※お客さまにわかりやすく説明するために作成したものであり、実際とは異なります。
※成功報酬や税金等のコスト控除前の値です。

成功報酬控除後の実績連動クーポンのシミュレーション

過去のシミュレーションでは、平均2.1%（年率）の水準となりました。

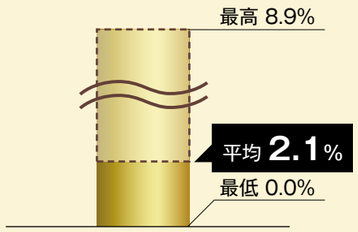

※期間：2006年7月31日～2018年1月31日
（日次、運用開始基準日ベース）
※上記期間のそれぞれの日を運用開始基準日としてP.10と同じ条件でシミュレーションし、そこから発生するすべての実績連動クーポンの最高、最低、平均の値を示しています。
※2006年7月31日～2018年7月31日は試算値、2018年8月1日以降は国際分散投資戦略指数の値を使用。
※成功報酬控除後の値です。税金等のコストは控除していません。
出所：ゴールドマン・サックス証券株式会社のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※試算値と指数値は同一の手法で算出されたものではなく、シミュレーションは厳密な数値データのみに基づくものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
※上記は過去の情報および過去の情報に基づく試算であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

02
増やしたい

（ご参考）

国際分散投資戦略指数について

国際分散投資戦略指数は、年金運用で実績のあるアセットマネジメントOneが独自に開発した計量モデルに基づいて資産構成比率を決定します。あらかじめ提供された一定のルールに従い価格変動リスクが年率3％程度になることをめざして、指数計算機関（Solactive社）が機械的に算出します。

- 国際分散投資戦略指数は、アセットマネジメントOneが独自に開発した計量モデルに基づき資産構成比率が決定されます。
- 国際分散投資戦略指数は、株価指数先物と債券先物で構成されます。

株価指数先物	日本、米国、欧州、英国、カナダ、豪州、スイス、スウェーデン、香港等
債券先物	日本、米国、ドイツ、英国、カナダ、豪州等

- 国際分散投資戦略指数は、目標リスク水準を年率3％程度とします。

※国・地域は予告なく変更となる場合があります。構成比率の合計は100％を超える場合があります。
※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。
また、上記数値はリスク水準の目標値を表すものであり、年率3％程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

【資産構成比率】

※2019年1月31日時点
※実質的な構成比率は100％を超える場合があります。
※構成比率は国際分散投資戦略指数の想定元本に対する割合です。
出所：Solactive社のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

国際分散投資戦略指数の確認方法

- こちらのサイトにアクセスしていただくと、国際分散投資戦略指数のパフォーマンスをご覧いただけます。

http://www.am-one.co.jp/fund/fundgroup/12/

当ファンドでは、運用開始基準日（2019年5月7日）以来の累積収益率（騰落率）を実績連動クーポンの算出に参照しています。

※当資料では、アセットマネジメントOneが設定・運用するプライムOne2019−04と同様のスキームの公募投資信託を合わせてプライムOneシリーズと記載することがあります。

国際分散投資戦略指数のシミュレーション

下記は国際分散投資戦略指数をご理解いただくために示したものです。下記グラフは、あくまでもシミュレーションによるイメージを示すためのものです。2018年7月31日までは試算値、2018年8月1日以降は国際分散投資戦略指数の値をもとに作成されており、両者は同一の手法で算出されたものではなく、異なる手法で算出された数値を、2018年8月1日の値を基準に指数化することで連続性を持たせるように示したものとなります。シミュレーションは厳密な数値データのみに基づくものではありません。試算値の推移は、アセットマネジメントOneが算出した構成比率をもとに、あらかじめ定められた手法に基づくパフォーマンスの推移を示したものです*。試算のもととなる構成比率は、過去の値であり、その算出手法は完全に公開されたルールベースに基づくものではありません。下記のシミュレーションは、当ファンドの基準価額の値動きのシミュレーションではありません。また下記シミュレーションはあくまでもご参考であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。
*試算値および指数値の計算は、指数計算を専門的に行う指数計算機関Solactive社によるものです。

【国際分散投資戦略指数のシミュレーション】

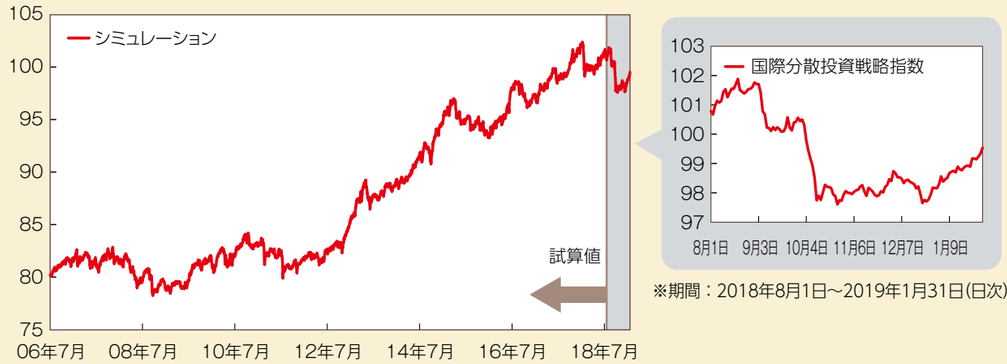

※期間：2018年8月1日～2019年1月31日（日次）

※期間：2006年7月31日～2019年1月31日（日次）
※2018年8月1日（プライムOneシリーズが国際分散投資戦略指数の参照を開始した日）を100.79として指数化しています。
※2006年7月31日～2018年7月31日は試算値、2018年8月1日以降は国際分散投資戦略指数の値を使用。
※試算値、指数値は戦略控除率（年率1.0％）控除後、複製コスト等控除後、円ベース、エクセスリターン、日次ボラティリティ・キャップ3.0％適用後の値です。なお、戦略控除率、複製コスト等は国際分散投資戦略指数のパフォーマンスから日々控除されます。

【期間別のリスク・リターン】

	1年	3年	5年	10年
リターン（年率）	−1.8%	1.8%	2.3%	2.4%
リスク（年率）	3.7%	3.1%	2.8%	2.6%
リターン/リスク	−0.49	0.59	0.80	0.90

※2019年1月31日時点
※2006年7月31日～2018年7月31日は試算値、2018年8月1日以降は国際分散投資戦略指数の値を使用。
※各期間は、2019年1月31日から過去に遡っています。

出所：Solactive社のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
※上記は過去の情報および過去の情報に基づく試算、過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

（ご参考）

ファンドの基準価額の推移と分配金の支払い について

（約10年後の満期償還時まで保有したケース）

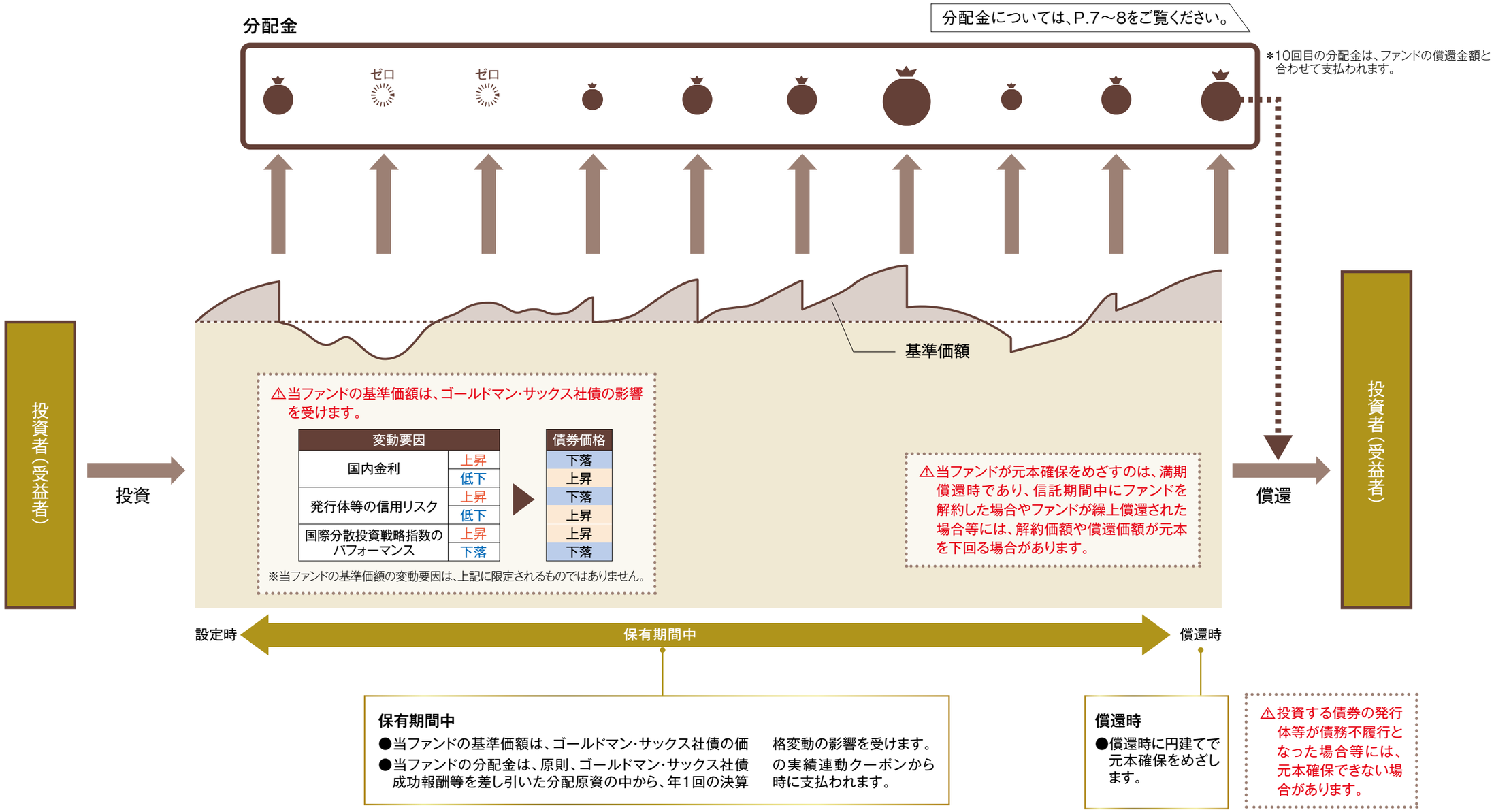

※上記は説明のために簡略化したイメージ図であり、実際の　基準価額の推移や分配金の支払いを示しているものではありません。

ファンドの特色

1 ファンドはゴールドマン・サックスが発行する円建債券*1（以下、ゴールドマン・サックス社債）に高位に投資*2し、設定日から約10年後の満期償還時の当ファンドの償還価額*3について、元本確保をめざします*4。

*1 ゴールドマン・サックス・ファイナンシャル・プロダクツ2018が発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。
*2 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。
*3 ファンドは、信託期間約10年の単位型投資信託です。
*4 投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

2 ファンドは国際分散投資戦略指数の収益率により決定されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。

- 国際分散投資戦略指数は、アセットマネジメントOne株式会社が独自に開発した計量モデルに基づき算出されます。
- 国際分散投資戦略指数は、株価指数先物（日本、米国、欧州、英国、カナダ、豪州、スイス、スウェーデン、香港等）、債券先物（日本、米国、ドイツ、英国、カナダ、豪州等）で構成されます。
- 国際分散投資戦略指数は目標リスク水準を年率3%程度とします。

※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標を表すものであり、年率3%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

- ゴールドマン・サックス社債の利金は固定クーポンに実績連動クーポンを加えて算出されます。
  - ・固定クーポンは、毎期一定水準支払われます。
  - ・実績連動クーポンは、運用開始基準日以来*5の国際分散投資戦略指数の1年当たりの収益率（累積収益率を経過年数で割った率）にほぼ連動する水準*6に決定します。

*5 運用開始基準日は2019年5月7日です。
*6 連動する水準は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

3 ファンドはゴールドマン・サックス社債の利金収入から諸コスト等*7を差し引いた分配原資のなかから、年1回の決算時に分配を行うことをめざします。

*7 信託報酬（成功報酬を含む）およびその他の費用等です。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

●当ファンドは、特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則で定める比率（10%）を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
●当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に集中して投資を行いますので、当該債券の発行体等に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※当ファンドは、満期償還時における元本確保をめざしますが、元本の確保を保証するものではありません。
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの投資リスク①

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。
これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

価格変動リスク	＜債券＞ 金利の変動は、公社債等の価格に影響を及ぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。 また、当ファンドが投資する円建債券は、国際分散投資戦略指数の収益率に基づき毎期クーポン総額が変動します。当該収益率がマイナスとなった場合は実績連動クーポンがゼロとなり、債券の利金は固定クーポンのみとなります。市場金利やゴールドマン・サックスの信用状況に変化がない場合でも、国際分散投資戦略指数の収益率が低下することにより今後のクーポン総額が低下すると見込まれる場合は、債券価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。 ＜国際分散投資戦略指数＞ 当ファンドの実績連動クーポンの算出の基準となる国際分散投資戦略指数の収益率の主な変動要因は、以下のとおりです。 ・国際分散投資戦略指数は内外の株価指数先物および債券先物により構成され、資産配分されます。構成比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等には、国際分散投資戦略指数の収益率が下落する要因となります。 ・国際分散投資戦略指数については、内外の株価指数先物・債券先物取引をもとに算出されるため、当該取引の評価損益は為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該評価損益の通貨に対して円高になった場合には、国際分散投資戦略指数の収益率が下落する可能性があります。 ・国際分散投資戦略指数の実質的な構成対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、国際分散投資戦略指数の収益率が下落する要因となります。
信用リスク	有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する債券の発行体は、債券発行代わり金をもって裏付資産等（ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが発行する債券、ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行するパフォーマンス連動証券（これらにつき早期償還、終了、債務不履行（デフォルト）もしくは債務削減・リストラクチャリングまたは課税事由が発生（発生する可能性を含みます。）し、代替の資産への入替が行われた場合の当該代替資産等を含みます。））に投資します。当ファンドが投資する債券はザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが保証を行います。裏付資産等の発行体または保証体の信用力が業績悪化・経営不振などにより著しく低下した場合、あるいは倒産した場合、その影響を大きく受け、基準価額が著しく下落する可能性があります。
銘柄集中リスク	ファンドは特定の債券（単一銘柄）を組み入れ、原則として銘柄入替を行わない方針です。当該債券へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較し、大きな影響を被り、基準価額が著しく下落する要因となります。
流動性リスク	当ファンドが投資する円建債券は、市場混乱等があった場合、発行体等の信用状況が著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却価格が一般的に想定される価格と乖離することにより、想定以上にファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、円建債券の発行体等の信用リスクが顕在化した場合等には、当該円建債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受け付けを中止することがあります。

ファンドの投資リスク②

早期償還リスク	当ファンドは、満期償還時点において受益者の投資元本の確保をめざしますが、主要投資対象とする債券が以下に掲げる場合等により債務不履行（デフォルト）となった場合、発行体の裏付資産等について、早期償還、終了、債務不履行（デフォルト）もしくは債務削減・リストラクチャリング（ただし、これらの事由がドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する法Title2に基づく権限行使のみにより生じる場合は除きます。）または課税事由が発生（発生する可能性を含みます。）し、かつ代替の資産への入替が行われない場合、または当該債券、発行体の裏付資産等もしくは発行体・保証体その他関係会社のヘッジ行為に関して法令あるいは税制の変更、課税状況の変化等により当該債券が早期償還となる場合、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。その場合、当該債券は時価で換金されるため元本の確保ができず、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。 ＜投資対象とする債券が債務不履行（デフォルト）となる主な場合＞ 1.発行体および保証体が元金の支払いを怠った場合 2.発行体および保証体が利息の支払いを怠り、発行体が不払いの通知を受領してから30日が経過しても利息の支払いが行われなかった場合 3.発行体の解散もしくは清算の命令がなされたか、発行体の解散もしくは清算のための有効な決議が可決された場合（ただし、支払能力がある時点で行われる合併、組織再編もしくはリストラクチャリングを目的としてまたはこれらの手続きに従って行われる場合を除く。） 4.承継発行体（特別目的会社に限られます。）が債券の発行要項に従って発行体のすべての債務を承継した場合には、当該承継発行体について、当該承継発行体の設立法域の法律に基づき、または当該承継発行体が倒産手続きに関するEU規則（Council Regulation（EC）No. 1346/2000）上の「主たる利益の中心」（"centre of main interest"）を有する国の法律に基づき、上記3に記載の事由と類似の効果を持つ事由が生じた場合

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点（くわしくは交付目論見書をご覧ください。）

- 国際分散投資戦略指数に重大な変更があった場合、または算出・公表が停止等された場合等には、主要投資対象とする債券の発行要項により、利金の条件等が変更となります。この場合、分配を行わない場合があります。
- 税率の引き上げ、課税状況の変化、管理諸費用の増加等当初想定しえなかった費用または支出が発生した場合には、収益分配金またはファンドの償還価額が減少し、さらには投資元本を下回る水準となる可能性があります。
- 当ファンドは、中途解約した場合、換金価額が投資元本を下回る可能性があります。
- 当ファンドは、保有期間中に基準価額が1万円を下回る場合があります。

当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に集中して投資を行いますので、基準価額は当該債券の価格変動の影響を受けます。

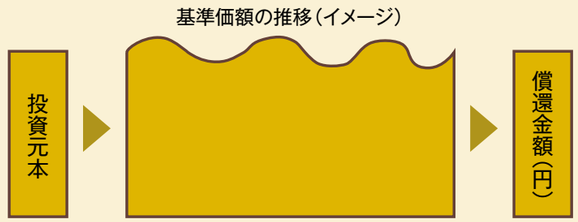

ゴールドマン・サックス社債の債券価格の主な下落要因は次のとおりです。

①国内金利の上昇
②発行体等の信用リスクの悪化に伴う信用スプレッドの拡大
③国際分散投資戦略指数のパフォーマンス下落

※上記はイメージであり、当ファンドの基準価額の推移を示したものではありません。

お申込みメモ 他①（りそな銀行、埼玉りそな銀行でお申込みの場合）

■お申込みメモ

※ご購入の際は、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

購入の申込期間	2019年4月1日～2019年4月25日
購入単位	300万円以上1円単位
購入価額	1口＝1円（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
換金単位	1口以上1口単位 金額指定はできません。口数指定または全部指定となります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
換金申込不可日	東京証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所、Eurex取引所、インターコンチネンタル取引所、TMXモントリオール取引所、オーストラリア証券取引所、スイス証券取引所、Nasdaq OMX Nordic取引所、香港先物取引所のいずれかの休業日、5月1日、12月24日、申込日の翌日からロンドンの銀行が2連続休業日（土日を除く）となる日、申込日の翌営業日がグッド・フライデーに該当する日には受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組み入れた円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2029年5月10日まで（2019年4月26日設定）
繰上償還	主要投資対象とする債券の発行体等が債務不履行（デフォルト）となった場合、発行体の裏付資産等について、早期償還、終了、債務不履行（デフォルト）もしくは債務削減・リストラクチャリング（ただし、これらの事由がドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する法Title2に基づく権限行使のみにより生じる場合は除きます。）または課税事由が発生（発生する可能性を含みます。）し、かつ代替の資産への入替が行われない場合、または当該債券、発行体の裏付資産等もしくは発行体・保証体その他関係会社のヘッジ行為に関して法令あるいは税制の変更、課税状況の変化等により当該債券が早期償還となる場合には、資金化後に信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）させます。 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、国際分散投資戦略指数に重大な変更があった場合、または算出・公表が変更・停止等された場合、やむを得ない事情が発生した場合等には、償還することがあります。
決算日	毎年5月10日（休業日の場合は翌営業日） ※初回決算日：2020年5月11日
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。 分配金のお取扱いは定期引出のみとなります。 ※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
課税関係	当ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

■委託会社その他関係法人の概要

委託会社	アセットマネジメントOne株式会社　信託財産の運用指図等を行います。
受託会社	みずほ信託銀行株式会社　信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

お申込みメモ 他②（りそな銀行、埼玉りそな銀行でお申込みの場合）

■お客さまにご負担いただく手数料等について

下記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

<table>
<tr><th></th><th>項目</th><th>費用の額・料率</th></tr>
<tr><td>ご購入時</td><td>購入時手数料</td><td>購入申込総金額に応じて、下記料率を乗じて得た金額となります。
購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
<table>
<tr><th>購入申込総金額</th><th>手数料率</th></tr>
<tr><td>300万円以上1億円未満</td><td>1.08%（税抜1.0%）</td></tr>
<tr><td>1億円以上</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">ご換金時</td><td>換金時手数料</td><td>ありません。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td>換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保有期間中
（信託財産から間接的にご負担いただきます）</td><td>運用管理費用
（信託報酬）</td><td>運用管理費用（信託報酬）は、以下の①と②の合計額とします。
①基本報酬額
ファンドの日々の元本総額に対して、年率0.378%（税抜0.35%）以内*1
*1 有価証券届出書提出日現在：年率0.378%（税抜0.35%）
<table>
<tr><th>支払先</th><th>内訳（税抜）</th><th>主な役務</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年率0.1296%
（税抜0.12%）以内*2</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年率0.216%
（税抜0.20%）</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年率0.0324%
（税抜0.03%）</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr>
</table>
*2 有価証券届出書提出日現在：年率0.12%（税抜）
②成功報酬額
委託会社は、基本報酬額に加えて、以下を成功報酬額として受領します。
ゴールドマン・サックス社債の実績連動クーポンに対して10.8%（税抜10.0%）を乗じた額を原則として利金支払日*の2営業日前に計上し、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
*利金支払日：毎年4月28日（ただし、東京の銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当した場合は、翌営業日）</td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td>組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。
※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</td></tr>
</table>

●税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

■照会先

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694
受付時間：営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス
http://www.am-one.co.jp/

ご注意事項

・当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
・お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
・当ファンドは、債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
・当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
・投資信託は

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
2. 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

ゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド2019−04（以下「当ファンド」）は、アセットマネジメントOne株式会社（以下「アセットマネジメントOne」）が設定・運用を行います。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC.（以下「使用許諾者」）の日本およびその他の国において登録された商標です。アセットマネジメントOneおよびその関連会社は、使用許諾者またはその関連会社・関係会社（以下「ゴールドマン・サックス」と総称）との間に資本関係はありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの設定または販売に何らの責任も有しておらず、当ファンドの設定または販売にこれまで関与したこともありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの受益者または公衆に対し、有価証券一般もしくは当ファンドへの投資の適否、当ファンドが一般市場もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行っておりません。使用許諾者とアセットマネジメントOneの関係は、当ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。指数計算機関（Solactive社）または参照戦略スポンサー（ゴールドマン・サックス・インターナショナル）およびそれらの関連会社は、国際分散投資戦略指数に関する品質、正確性および／または完全性について、何ら保証するものではありません。また、内容を制限することなく、いかなる場合においても、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害（逸失利益を含みます。）について、契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず、いかなる者に対しても何ら責任を負いません。

311808-14B-1904